

令和5年5月8日

生徒・保護者の皆様

郡山萌世高等学校長

本校の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において5類感染症に移行しました。これに伴い、同感染症が学校保健安全法体系における感染症の種類第2種感染症（季節性インフルエンザ、風しんなど）に位置づけられました。

このことについて本校定時制課程では下記のように対応いたします。生徒の皆さん、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1 感染した場合の出席停止の取扱いについて

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

なお、無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

感染症による出席停止の取扱いについては季節性インフルエンザなどと同様に「出席停止確認書」の提出が必要になります。詳しくは学校にお問い合わせください。

### 2 濃厚接触者について

濃厚接触者としての特定は行われません。学校内で新型コロナウイルス感染者と接触があった場合も、感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象としません。家族が感染した場合も同様です。

### 3 衛生管理マニュアル\*による平時から求められる感染症対策について

(1) マスクについては、着用を求めません。(既に4月1日より変更済み)

(2) 【健康観察】発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。登校時の健康観察カードの提出は不要になりますが、家庭内で生徒自身の健康状態を把握してください。

登校後に発熱等の症状が見られる場合には帰宅させます。受診し、症状がなくなるまでは自宅で休養するようご協力ください。

(3) 【換気の確保】本校は直接外気と換気する窓はアリーナ以外にはありません。これまで通り教室、廊下等を機械換気により24時間換気します。また、授業中、休み時間とも、教室の前後の扉を開放します。また、サーキュレータを用いて換気のための補完的な措置を講じ、十分な換気を確保します。

エアコンによる冷暖房時も機械換気により24時間換気を平行します。

(4) 【手洗い等の手指衛生】外から教室に入るときやトイレの後、食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。また、流水での手洗いができない際には消毒液での手指消毒ができるように準備します。

(5) 【清掃】清掃により清潔な空間を保つことを重要視して清掃活動を行います。清掃活動と別に日常的な消毒作業は行いません。

\*衛生管理マニュアル 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2023.5.8～) 文部科学省

### 4 その他

地域や学校において感染が流行している場合には衛生管理マニュアルに則り、一時的に活動場面に応じた感染症対策を講じます。

(事務担当 副校長・教頭 電話 024-932-1767)